

グリーン化税制・エコカー減税

自動車税種別割・・・P1

燃費性能等の優れた自動車(軽課)

●燃費性能などの優れた一定の要件を満たす自動車については、**初回新規登録の翌年度に限り税率が低くなります。**
自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区分	初回新規登録期間		軽減率	備考
	平成31年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和5年3月31日		
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車	おおむね 75%低 くなります。	おおむね 75%低 くなります。	軽減は ありません。	
一定のクリーンディーゼル乗用車		おおむね 50%低 くなります。		
ハイブリッド自動車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車 または 令和2年度燃費基準+10%達成車		

○各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。
○令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同様です。

一定年数を経過した自動車(重課)

●初回新規登録から一定年数を経過した自動車については、**経過した翌年度から次**のとおりに**税率が高くなります。**

初回新規登録から11年を経過したディーゼル車 (令和3年度の対象車は、平成22年3月31日以前に登録したもの)	おおむね 15%高 くなります。
初回新規登録から13年を経過したガソリン車(ハイブリッド自動車を除く。)・LPG車 (令和3年度の対象車は、平成20年3月31日以前に登録したもの)	

※バス・トラックなどは、おおむね10%

軽自動車税種別割・・・P2

●燃費性能などの優れた一定の要件を満たす軽自動車については、**初回車両番号指定の翌年度に限り税率が低くなります(軽課)**。
自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区分	初回車両番号指定期間		軽減率	備考
	平成31年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和5年3月31日		
電気自動車・燃料電池自動車・一定の天然ガス自動車	おおむね 75%低 なります。	おおむね 75%低 なります。	軽減は ありません。	
ガソリン自動車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車 または 令和2年度燃費基準+10%達成車		

○各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。
○令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同様です。

●初回車両番号指定から13年を経過した軽自動車(一定の軽自動車を除く。)については、**経過した翌年度から税率がおおむね20%高くなります(重課)**。

自動車重量税・・・P1

一定の要件を満たす自動車について、令和5年4月30日までに初回新規登録を受ける場合は、免税または税率が低くなります。また、初回新規登録の際に免税された自動車のうち、さらに一定の要件を満たすものは、2回目の車検を受ける場合も免税されます。
なお、初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

障害者の方のための減免制度

障害者の方が使用する自動車については、一定の要件を満たす場合に限り、次のとおり、自動車税種別割および自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免が受けられます。

区分	自動車税種別割の減免	自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免
減免の対象となる自動車	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の等級に該当する方やその方と生計を一にする方が所有する自動車で、障害者のためにもっぱら使用するもの(障害者1人につき1台に限りです。)	
減免額	年税額で45,400円を限度として減免します。	課税標準額(自動車の取得価額)で300万円(税率が3%の場合は、税額で9万円)を限度として減免します。
申請の期限	納期限(新規登録された自動車については、その登録の日から1月を経過する日)	
申請先	自動車税管理事務所・同駐在事務所、各県税事務所	

※自動車税種別割については、期限後でも申請を行うことができますが、その場合の減免額は月割により計算した額となります。

※このほかに、在宅福祉サービスのために使用する自動車や障害者福祉施設入所者の一時帰宅のために使用する自動車および福祉的構造を有する自動車などについては、一定の要件を満たす場合、その一部または全部が減免される制度があります。

自動車税種別割の納付について

次の方法で納付できます。詳しくは納税通知書をご覧ください。

電子納税

キャッシュレスでご自宅のパソコンなどから納付手続きができます。

※領収証書・納税証明書は送付しません。 ※関連情報 P6 Q&Aの3

- クレジットカード
(インターネットを利用した納付方法です。利用は納期限までに限りです。また、決済手数料がかかります。)
- インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
(ページを利用した納付方法です。納付方法は金融機関にご確認ください。)
- LINE Pay(ラインペイ)・PayPay(ペイペイ)
(スマートフォンアプリを利用した納付方法です。30万円以下の納付に限りです。)

窓口

- 金融機関の窓口、コンビニエンスストア、県税事務所、自動車税管理事務所

必ず納期限までに納めましょう。

延滞金について

納期限までに税金を納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した延滞金がかかります。
ただし、災害により被害を受けた場合など、その実情により徴収の猶予などが認められることがあります。

登録手続きは忘れずに!

自動車を売ったときなどには、管轄の運輸支局で必ず手続きをしましょう。手続きをしないと、自動車税種別割がいつまでも登録名義人に課税されるなど、トラブルの原因となります。

●手続きに必要な書類等

一般的な場合のもので。詳しくは、運輸支局へお問い合わせください。

登録の内容	自動車の使用をやめたとき	住所などが変わったとき	自動車を売ったり買ったりしたとき
必要な書類等			
申請書	●	●	●
印鑑証明書および実印	●		●※1
住民票(マイナンバーの記載がないもの)		●	
譲渡証明書			●
自動車保管場所証明書		●	●
自動車検査証(車検証)	●	●	●
自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)	●	●	●
ナンバープレート	●	※2	※2
委任状(代理人が申請する場合)※3	●	●※4	●

※1 新旧両所有者のもの(印鑑証明書は発行後3か月以内のもの)

※2 他の管轄の運輸支局から転出した場合などには、ナンバープレートが変更となるため、自動車の持込みが必要です。

※3 実印を押印したもの(住所変更登録の場合は記名可)

※4 所有者と使用者が異なる場合には、手続き前に所有者のローン会社等へ連絡をしてください。



登録手続きをする場合は、次の点に十分ご注意ください。

- 申告書の氏名などのフリガナ、住所欄の団地やアパートの名称、棟室番号、電話番号を必ず記入してください。
- 登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

自動車税種別割納税証明書について

車検を受ける際の自動車税種別割の納税証明書の提示を省略できます。

国土交通省(運輸支局など)と都道府県のシステムを連携させることにより、自動車税種別割の納税確認は電子化されています。

注意事項

自動車税種別割の納付後すぐに車検を受ける場合は、県が発行する納税証明書の提示が必要です(電子納税手続きを利用して納付した場合は、納税証明書は送付しませんのでご注意ください。)

※関連情報P6 Q&Aの3

自動車税種別割についての

Q & A

Q1 現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが…

A1 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者※1に対して課税されるため、その方に対して納税通知書をお送りしています。自動車を譲渡したり、下取りに出した場合、譲渡先または下取り先と相談するなどして、確実に納めてください。なお、自動車を譲渡したり、下取りに出したりした場合には、**運輸支局で移転または抹消の登録手続きが必要です。**手続きを行っていない方は、早急に手続きをしてください。登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

※1 割賦販売契約により購入した場合は使用者です。

Q2 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが…

A2 自動車税種別割の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所※2に送付しています。引っ越しなどにより住所が変わった場合は、**新しい住所地を管轄する運輸支局で変更(住所変更)の登録手続きをしてください。**すぐに手続きができない場合は、自動車税管理事務所へ自動車税種別割納税通知書の送付先変更届出をしてください。ホームページからも手続きをすることができますので、ご利用ください。

※2 自動車検査証(車検証)に記載されている住所です。

県税便利帳 送付先変更

検索

Q3 自動車税種別割の納付後、すぐに車検を受けたいのですが…

A3 自動車税種別割の納付後、県のシステムで納税したことを確認できるようになるまでには、一定の期間(おおむね10日間。ただし、クレジットカードで納付した場合は最大3週間)がかかります。そのため、**納付後すぐに車検を受ける場合には、県が発行する納税証明書の提示が必要になります。**納税通知書(納税証明書付きの納付書)で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどで納めていただくと、納税通知書の右片が「納税証明書」として使用できます。